



JAL不当解雇撤回ニュース

No.256号 2013.03.08.
発行:JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikekotekkai.co>

あまりに理不尽な基準による解雇

客室乗務員としての人生を否定されたようで悔しかった

<病欠で解雇された原告Aさんが意見陳述>

3月1日の客室乗務員の控訴審裁判で、病欠を理由に解雇された原告Aさんが意見陳述を行いましたので、要旨を紹介します。（文中の見出しあは編集部によるものです。）

お客様に喜んでもらえるサービスがしたい この思いで客室乗務員に

私は日本エアシステムに入社し、2006年に日本航空と合併後も客室乗務員として業務についていました。この職業を選んだのは、学生時代にひとりでロンドンに行った際、客室乗務員の方が親切にしてくださり、いつか自分もこのようなサービスをしたいと思ったからです。



サービス要員である前に保安要員であることを、訓練初日に学びました

客室乗務員の仕事は接客業だけだと思っていた私は、訓練初日にその考えが誤りであったと気づきました。客室乗務員という仕事は、サービス要員である前に保安要員であることを学びました。

客室で聞こえる小さな音も、事故につながるかもしれないから報告しようか、それとも、このくらいは報告しなくともいいのか。小さなことを見過ごすことで瞬時に機体が粉々になる可能性もあり、私はそれを未然に防ぐためにここにいるのだと常に心に留



めて乗務しました。安全が大前提で、その次に接客がある。これを忘れては、日航が目指している「世界一の航空会社」にはなれないと思います。

会社が合併後、強引な組合勧誘で多くの同僚が会社を去りました

06年に会社が合併し、働く環境は激変しました。予想以上に苦労が多く、専門用語ひとつとっても異なるため、日々、努力しました。

どうしても受け入れることができなかったことに、「組合の勧誘」があります。これは目に余るものがありました。直属の上司から「日航キャビンクルーユニオン（CCU、日本エアシステムの労組と合併した）を脱退して、JAL労働組合（JALFIO、航空連合加盟）に加入するように」としつこく誘われ続けました。

ときには乗務便を調べ出社時に待ち伏せしていたり、JALFIO 勧誘に熱心な上司と宿泊を伴う乗務が組み合わされ、しつこく勧誘された人もいました。

過労とストレスで体調を壊す、復帰のための産業医面談は先延ばしされ、解雇の対象に

私たちの仕事は不規則で、朝早いフライトの時には午前2時台に起床することもあれば、最終便で帰着して帰宅が午前零時を過ぎることも珍しくない生活です。

大好きな仕事でしたが、このような過労とストレスにより体調を崩し、休むことになりました。



主治医から乗務可能だと診断がでて、産業医からの許可が出るのを待ちました。

10年5月に復帰のため産業医の面談を受けました。ところが、担当の産業医が特別早期退職するので、乗務復帰は次の産業医に引き継がれ、9月の面談で乗務復帰の手続きが始まりました。

面談が先延ばしされたことが、自分の整理解雇につながるとは思いもませんでした。

他にも会社の都合で復職が遅れた人や、不合理な理由で解雇された人がいる

私だけではなく、原告のなかには、休職後1年半もの間、普通に乗務していたのに、過去に病歴があったというだけで解雇された人や、産業医の予約が立て込んでいるという理由で面談が先延ばしにされたため、会社が勝手に



決めた9月27日以前に復帰することができず、解雇された人もいます。なぜ、こうした不合理な理由で解雇されなければならないのでしょうか。

「貴女は会社に貢献できなかった傷病者」と、管理職から言われ、悔しかった

解雇通知が送られてきた後に、マネージャーから電話があり、私は「復帰が決まっているのに、なぜ解雇されるのですか」と聞きました。マネージャーからは、「1月から復帰の予定であったことは知っているが、たとえ1月1日に復帰であろうが、整理解雇の期日である12月31日時点では、あなたは会社に貢献できなかった傷病者です」と言われました。

私は、会社が統合して、環境が激変するなかで、一生命働いてきました。短期間で旅客へのサービスを評価され、2回の「SKY WARD賞」という社内表彰を受けました。



理不尽な理由で、私の客室乗務員としての人生を否定されたようで悔しかったです。

解雇がどんなに理不尽であったか、正しくご判断下さるようお願致します

ショックは大きく、退職も考えましたが、希望していない退職届を書くことはどうしてもできず、悩みぬいた末、「整理解雇の4要件」という法理を信じて、一縷(いちる)の望みを託しました。この解雇がどんなに理不尽であったかということを正しくご判断くださるようお願いします。

東京高裁控訴審 第3回口頭弁論

パイロット 5月23日（木） 14時30分 101号法廷

客室乗務員 5月31日（金） 14時30分 101号法廷